



SRI INFOMATION

社会保険労務士事務所 SRI

社会保険労務士 飯塚泰雄

〒879-2114 大分市大字大平 592-1

TEL : 097-576-1423

E-mail : info@sri-oita.jp

URL : http://sri-oita.jp

☆ 労務関係

労働契約締結時の労働条件の明示

有期労働契約の継続・終了について予測可能性と納得性を高め、紛争の防止につなげるため、労働基準法施行規則第5条が改正され、労働契約締結時に、契約期間とともに「期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準」も書面の交付によって明示しなければならない事項となります。

（平成25年4月1日から施行）。これにより、労働基準監督署の調査・指導対象となりますので従来の労働条件通知のみでは記載内容が足りなくなるおそれがあります。ご注意ください。

大分県の特定（産業別）最低賃金が決定しました。

大分県の地域別最低賃金は10月4日付で647円→653円へとUPしていますが、この度、産業別最低賃金も発表されました。

業 種	時間額 (左：従来 右：今後)		発効年月日
	鉄鋼業	780円	
非鉄金属製造業	774円	782円	
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	707円	713円	
自動車・同附属品製造業、船舶製造、 修理業、船用機械製造業	753円	763円	
各種商品小売業	683円	691円	
自動車（新車）小売業	711円	723円	

最低賃金は地域別と産業別の高い方の額で支払う必要があります。なお、産業別最低賃金の適用除外となる労働者もいますので、気になる方は問い合わせください。

～裏ページに続く～

☆ 年金・社会保険関係

年金減額法案、年金生活者支援給付金法案成立

本来水準より過払いとなっている「特例水準」を解消する改正国民年金法と、低所得の年金受給者に月額最大 5000 円の給付金を支給する年金生活者支援給付金法が成立しました。

年金給付額は物価に連動し決定されますが、現在は本来よりも **2.5%** 高くなっています。

改正国民年金法は、この 2.5% 分を 2013 年 10 月に 1%、2014 年 4 月に 1%、2015 年 4 月に 0.5% 減額し、元的水準に戻すこととなります。

参考：基礎年金の満額・・・12 年度の 6 万 5541 円→6 万 3866 円（1675 円減）
厚生年金（標準世帯）・・・23 万 940 円→22 万 5040 円（5900 円減）

年金生活者支援給付金法は、家族全員が住民税非課税で年間所得が 77 万円以下の年金受給者らに対し、保険料の納付期間に応じて月額最大 5000 円の給付金を支給します。対象者は約 790 万人で、2015 年 10 月 1 日に施行されます。

配偶者控除の廃止は見送り

配偶者控除について、2013 年度税制改正での廃止は見送り、当面は継続するようです。

～改正労働契約法について～

改正労働契約法では次の 3 つが新たに設けられました。

- 1 「雇止め法理」の法定化（平成 24 年 8 月 10 日施行）。
- 2 無期労働契約への転換（平成 25 年 4 月 1 日施行）
- 3 不合理な労働条件の禁止（平成 25 年 4 月 1 日施行）

今回は、「雇止め法理」の法定化について説明します。

有期労働契約は、使用者が更新を拒否したときは、契約期間の満了により終了します。こうして雇用関係が終了することを「雇止め」といいます。雇止めについては、労働者保護の観点から、過去の最高裁判例により一定の場合にこれを無効とするルールが確立しています。今回の法改正によって、それが労働契約法に条文化されました。

『使用者が雇止をするときに「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」』→雇止めは認められず、以前同様の労働条件での有期労働契約が更新されます。

今月の気になる発言

最後は結局話し合いだね・・・

ある先輩社労士と労使トラブルのことで相談していたときの事です。「すべての法律を完全に遵守することは困難だけど、事業主側が法令遵守しようとする姿勢を労働者に見せて、話して、理解してもらおう。それができれば、多くの労使トラブルは解決するものだよ」と言われました。う～ん、単純だけど深かった・・・